

岐阜県公報

第千八百四十五号
平成十九年五月十八日

(金曜日)

目次

告示

保安林に指定する予定である旨の通知	(治山課) 三八五
解除予定保安林とする旨の通知	(同) 三八六
道路の区域変更	(道路維持課) 三八七
道路の供用開始	(同) 三八七
建築基準法による中間検査の実施について	(建築指導課) 三八八
輪之内町の区域内の字の区域変更	(西濃振興局) 三八九

公示

毒物劇物取扱者試験の実施	(業務水道課) 三九〇
土地改良事業計画の変更同意	(農地計画課) 三九一
国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証	(都市政策課) 三九一
可児都市計画の変更案の縦覧	(同) 三九二
御嵩都市計画の変更案の縦覧	(同) 三九三
行政手続法による聴聞の実施	(建築指導課) 三九三
開発行為の工事の完了	(同) 三九三

正誤

岐阜県行政組織規則中訂正	(人事課) 三九四
岐阜県各種委員等の報酬及び費用弁償の額に関する規則中訂正	(同) 三九四
目次中訂正	(法務・情報公開課) 三九四

告示

岐阜県告示第三百九十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成十九年五月十八日

岐阜県知事 古田 肇

- 一 保安林予定森林の所在場所
多治見市三の倉町縄手五七、五八、六五
 - 二 指定の目的
土砂の崩壊の防備
 - 三 指定施業要件
 - (一) 立木の伐採の方法
 - 1 主伐は、択伐による。
 - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (二) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- （「次のとおり」は省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び多治見市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第四百号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保

安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成十九年五月十八日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

中津川市加子母字猪谷五二七七の二三、五二七七の三四、五二七七の五六から五二七七の一八まで

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐に係る伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び中津川市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第四百一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成十九年五月十八日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

恵那市上矢作町漆原字阿寺三六四の八

二 指定の目的

土砂の崩壊の防備

三 指定施業要件

立木の伐採を禁止する。

岐阜県告示第四百二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成十九年五月十八日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

本巢市佐原字千度洞四八の一、四八の四、字尺七八の二、字崩ノ上七九

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐に係る伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び本巢市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第四百三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の保安林を解除予定保安林とする旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成十九年五月十八日

岐阜県知事 古 田 肇

一 解除に係る保安林の所在場所
下呂市宮地字岩ヶ谷一二九二の四・一二九三の二・一三〇三の三〇（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備

三 解除の理由
農道用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県林政部治山課及び下呂市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第四百四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成十九年五月十八日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県美濃土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十九年五月十八日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	区域変更前後		敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）	備考
			前	後			
一般国道	四百十八号	関市広見字小洞九八五番の二地先から同市同字同二四三三番の四地先まで	一三・〇 一四・〇	一三・〇 一三・八	ル （メートル）	ル （メートル）	

岐阜県告示第四百五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を

次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成十九年五月十八日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県美濃土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十九年五月十八日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	区域変更前後		敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）	備考
			前	後			
県道	本関集線	関市小屋名字地蔵堂二〇番の二地先から同市同字羽根二五三番の二地先まで	七・八 七・九	九・六 九・七	ル （メートル）	ル （メートル）	

岐阜県告示第四百六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成十九年五月十八日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県恵那土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十九年五月十八日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	区域変更前後		敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）	備考
			前	後			
県道	美濃本線 坂本停車場	中津川市大字茄子川字坂本一四八〇番の二地先から同市大字同字同一五一六番の二地先まで	六・八 一五・五	一〇・五 一六・二	ル （メートル）	ル （メートル）	

岐阜県告示第四百七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成十九年五月十八日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県恵那土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十九年五月十八日

岐阜県知事 古田 肇

道路の種類	付越知原線	区間	延長（メートル）	供用開始の期日	備考（区域又は決定又は変更の告示年月日ほか）
	中津川市付知町字笠屋七八九六番の二地先から	同市同町字鷹之巣八五二〇番の二地先まで	六〇〇	平成一九・五・一八	平成二〇・五・一五

岐阜県告示第四百八号

建築物の安全性の確保を図るための建築基準法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第九十二号）第一条の規定による改正後の建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）以下「法」という。（第七条の三第一項第二号及び第六項の規定により特定工程及び特定工程後の工程を指定するので、建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第四条の十一の規定により次のとおり告示し、平成十九年六月二十日から適用する。

建築基準法による中間検査の実施についてに関する告示（平成十二年岐阜県告示第四百八十号）は、平成十九年六月二十日から廃止する。

平成十九年五月十八日

岐阜県知事 古田 肇

- 一 中間検査を行う区域
岐阜県全域とする。ただし、法第四条の規定により建築主事を置く岐阜市、大垣市及び各務原市の区域を除く。
- 二 中間検査を行う期間
適用日から三年間とする。
- 三 中間検査を行う建築物の構造、用途及び規模
次のいずれかに該当する建築物とする。
 - 1 法別表第一（一）の項から四の項までの欄に掲げる用途に供する部分の床面積の合計が三百平方メートルを超え、かつ、地階を除く階数が三以上の建築物のうち新たに建築するもの
 - 2 階数が三以上の共同住宅のうち新たに建築するもの
- 四 指定する特定工程及び特定工程後の工程
次の表のとおりとする。

主要な構造	特定工程	特定工程後の工程
ア 木造	木造の部分において、初めて工事を施工する階の建方工事	構造耐力上主要な部分である木造部分を覆う内装工事、外装工事及び防火被覆工事（屋根ふき工事を除く。）
イ 鉄骨造	鉄骨造の部分において、初めて工事を施工する階の建方工事	構造耐力上主要な部分である鉄骨造部分を覆う内装工事、外装工事及び防火被覆工事（屋根ふき工事を除く。）
ウ 鉄筋コンクリート造	二階の床及びこれを支持するはりに鉄筋を配置（プレキャストコンクリート部材にあつては床版を接合）する	二階の床及びこれを支持するはりに配置された鉄筋（プレキャストコンクリート部材にあつては床版の接合部）をコンクリートその他

工 鉄骨鉄筋コ ンクリート造	二階の床及びこれを支持するはりに鉄筋を配置する工事	これに類するもので覆う工事
事	その他これに類するもので覆う工事	

五 適用の対象となる建築物

- 1 適用日以後に法第六条第一項又は法第六条の二第一項の規定による確認の申請書(変更確認申請を除く。)を提出する建築物及び法第十八条第二項の規定による計画の通知(計画変更通知を除く。)を提出する建築物について適用する。
- 2 1の規定にかかわらず、法第六条の三第一項第二号に掲げる建築物、法第七条の三第一項第一号の適用を受ける建築物、法第六十八条の十一第一項の認証を受けた型式部材等の製造者により製造若しくは新築される建築物又は法第八十五条の規定の適用を受ける建築物については、この告示の規定は適用しない。
- 3 適用日前に法第六条第一項又は法第六条の二第一項の規定による確認の申請書を提出する建築物に対するこの告示の適用については、なお従前の例による。

岐阜県告示第四百九号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定により、輪之内町の区域内の字の区域を変更した旨輪之内町長から届出があったので、同条第二項の規定により告示する。これにより新たに画する字の区域は次のとおりであつて、地番等は揭示場に揭示する。

新たに画する字	新たに画する字の区域に含まれる従前の字
割 大吉新田字伊ノ部	大吉新田字路ノ割の一部、字波ノ割の一部、塩喰字七人割の一部
割 大吉新田字路ノ	大吉新田字屋敷尻の一部、字波ノ割の一部、字八神尻の一部
尻 大吉新田字屋敷	大吉新田字八神尻の一部
割 大吉新田字波ノ	大吉新田字仁ノ割の一部、字八神尻の一部

割 大吉新田字仁ノ	大吉新田字八神尻の一部、字保ノ割の一部、字和ノ割の一部
尻 大吉新田字八神	大吉新田字屋敷尻の一部
割 大吉新田字保ノ	大吉新田字八神尻の一部
割 大吉新田字辺ノ	大吉新田字保ノ割の一部、海松新田字外山の一部、字堤内の一部、字三又の一部
地 大吉新田字新左	大吉新田字辺ノ割の一部、字登ノ割の一部、松内字道前的一部分、字宮上的一部分
割 大吉新田字登ノ	大吉新田字保ノ割の一部、字新左地の一部、松内字道前的一部分
割 大吉新田字和ノ	大吉新田字仁ノ割の一部、字知ノ割の一部
割 大吉新田字知ノ	大吉新田字登ノ割の一部
海松新田字堤内	大吉新田字辺ノ割の一部
海松新田字三又	大吉新田字辺ノ割の一部
塩喰字七人割	大吉新田字伊ノ割の一部
藻池新田字南友	藻池新田字菅田の一部、海松新田字砂郷の一部、字三軒屋の一部
藻池新田字菅田	海松新田字三軒屋の一部
海松新田字古川	海松新田字外山の一部
海松新田字堤内	海松新田字外山の一部、字三又の一部
海松新田字三又	海松新田字西原の一部、字蓮池の一部
海松新田字西原	海松新田字押抜の一部
海松新田字砂郷	藻池新田字南友の一部、海松新田字古川の一部、字押抜の一部、字三軒屋の一部

海松新田字三軒屋	藻池新田字南友の一部、字菅田の一部、海松新田字砂郷の一部、字柿原の一部
海松新田字江東	海松新田字柿原の一部
海松新田字水門	字江東の一部
海松新田字保ノ割	海松新田字外山の一部、大吉新田字八神尻の一部、字辺ノ割の一部

この処分は、県営土地改良事業（輪之内南部地区第1工区及び第3工区）に係る換地処分の公告のあった日の翌日から効力を生ずる。

平成十九年五月十八日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 揭示場
西濃総合庁舎及び輪之内町役場
- 二 揭示物
字界変更調書 その他必要な書類
- 三 揭示期間
平成十九年五月十八日から
同 年六月八日まで

公 示

毒物劇物取扱者試験の実施

毒物及び劇物取締法（昭和二十五年法律第三百三十三号）第八条第一項第三号に規定する毒物劇物取扱者試験を次のとおり実施しますので、毒物及び劇物取締法施行規則（昭和二十六年厚生省令第四号。以下「施行規則」という。）第八条の規定により公示します。

平成十九年五月十八日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 試験の日時
平成十九年八月二十九日（水）午後一時三十分から午後三時三十分まで
- 二 試験の場所
岐阜市三田洞東五丁目六番地一号 岐阜薬科大学
- 三 試験の種類
次のうちいずれか一つを選んで受験してください。
1 一般毒物劇物取扱者試験
2 農薬用品目毒物劇物取扱者試験
3 特定品目毒物劇物取扱者試験
- 四 試験科目
1 筆記試験
（一）毒物及び劇物に関する法規
（二）基礎化学
（三）毒物及び劇物の性質及び貯蔵その他取扱方法（農薬用品目毒物劇物取扱者試験にあつては施行規則別表第一に掲げる毒物及び劇物、特定品目毒物劇物取扱者試験にあつては施行規則別表第二に掲げる劇物の範囲とします。）
2 実地試験（筆記により実施します。）
毒物及び劇物の識別及び取扱方法（農薬用品目毒物劇物取扱者試験にあつては施行規則別表第一に掲げる毒物及び劇物、特定品目毒物劇物取扱者試験にあつては施行規則別表第二に掲げる劇物の範囲とします。）
- 五 出願書類
1 受験願書（氏名の記載に当たっては、本人の署名又は記名押印によること。）
一通
2 戸籍抄本（出願前三か月以内のもの） 一通
3 写真（出願前三か月以内に正面から撮影した上半身、無帽、無背景の縦の長さ四・五センチメートル、横の長さ三・五センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び生年月日を記載したもの） 一枚
六 受験手数料
一万五百円に相当する額の岐阜県収入証紙を受験願書にはり付け、納入してください（消印しないこと。）。
- 七 受付期間

平成十九年七月二日(月)から七月十三日(金)までとします。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。

なお、郵送の場合は、平成十九年七月十三日(金)までの消印があるものを有効とします。

八 受付場所

1 県内在住者

県立保健所(保健所に置かれる事務所を含む。以下同じ。)

2 県外在住者

岐阜市数田南二丁目一番一号 郵便番号五〇〇 八五七〇

岐阜県健康福祉部業務水道課

九 受験票の送付

受験者に対して、平成十九年八月十日(金)までに岐阜県健康福祉部業務水道課から直接受験票を交付します。

十 合格者の発表

合格者の受験番号を平成十九年九月十九日(水)午前十時に県庁及び県立保健所の掲示板並びにぎふポータル内の業務水道課のホームページに掲示するほか、合格者には合格証を交付します。

十一 試験結果の提供

毒物劇物取扱者試験については、次のとおり試験の結果を受験者に提供します。

1 提供する試験結果

毒物劇物取扱者試験の総合得点及び科目別得点

2 提供期間

合格発表の日から一か月間

3 提供する場所

個人情報総合窓口(県庁二階)、県立保健所の特別窓口

4 提供を受けるために必要な書類

試験結果の提供を受けるためには、本人確認ができる次の書類が必要です。

(一) 受験票

(二) 運転免許証、旅券、健康保険の被保険者証その他受験者本人であることを確認できる書類のうちいずれか一つ

十二 その他

問い合わせ先

岐阜県健康福祉部業務水道課(電話〇五八 二七二 一一一 内線二五七六)

岐阜県保健所生活衛生課(電話〇五八 三八〇 三〇〇 内線三三〇七)

岐阜県保健所本巢・山県センター衛生健康課(電話〇五八 二六四 一一一 内線三五二)

五二)

西濃保健所生活衛生課(電話〇五八四 七三 一一一 内線二六八)

西濃保健所揖斐センター衛生健康課(電話〇五八五 三三 一五三〇)

関保健所生活衛生課(電話〇五七五 三三 四〇一 内線三六)

中濃保健所生活衛生課(電話〇五七四 二五 三一一 内線三七六)

中濃保健所郡上センター衛生健康課(電話〇五七五 六七 一一一 内線三五二)

東濃保健所生活衛生課(電話〇五七二 一一 一一一 内線三六六)

恵那保健所生活衛生課(電話〇五七三 二六 一一一 内線二五三)

飛騨保健所生活衛生課(電話〇五七七 三三 一一一 内線三三二)

飛騨保健所下呂センター衛生健康課(電話〇五七六 五一 三一一 内線三五四)

土地改良事業計画の変更同意

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の三第五項において読み替えて準用する同法第四十八条第九項において準用する同法第十条第一項の規定により、次の土地改良事業の計画の変更に同意したので、同法第九十六条の三第五項において準用する同法第四十八条第十一項の規定により公示する。

平成十九年五月十八日

岐阜県知事 古 田 肇

施行者名	中津川市	施行に係る地区名	田畑地区	同意年月日	平成一九・五・八
------	------	----------	------	-------	----------

国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第十九条第二項の規定により、次の国土

調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。

平成十九年五月十八日

岐阜県知事 古田 肇

一 調査を行った者の名称

中津川市

二 調査を行った地域

岐阜県中津川市付知町字御堂垣戸・平作垣戸・下夕野・大起の一部(1区)

三 調査を行った期間

平成十六年度及び平成十七年度

四 地図及び簿冊の名称

岐阜県中津川市(付知町字御堂垣戸・平作垣戸・下夕野・大起の一部)の地籍図

岐阜県中津川市(付知町字御堂垣戸・平作垣戸・下夕野・大起の一部)の地籍簿

五 認証年月日

平成十九年五月十八日

国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第十九条第二項の規定により、次の国土調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。

平成十九年五月十八日

岐阜県知事 古田 肇

一 調査を行った者の名称

瑞浪市

二 調査を行った地域

岐阜県瑞浪市宮前町、須野志町、高月町、上野町、樽上町、一色町・寺河戸町の一部(瑞浪中央南部第2 1)

三 調査を行った期間

平成十三年度から平成十七年度

四 地図及び簿冊の名称

岐阜県瑞浪市(宮前町、須野志町、高月町、上野町、樽上町、一色町・寺河戸町の一部)の地籍図

岐阜県瑞浪市(宮前町、須野志町、高月町、上野町、樽上町、一色町・寺河戸町の一部)の地籍簿

五 認証年月日

平成十九年五月十八日

国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第十九条第二項の規定により、次の国土調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。

平成十九年五月十八日

岐阜県知事 古田 肇

一 調査を行った者の名称

下呂市

二 調査を行った地域

岐阜県下呂市御厩野の一部(御厩野3)

三 調査を行った期間

平成十六年度及び平成十七年度

四 地図及び簿冊の名称

岐阜県下呂市(御厩野の一部)の地籍図

岐阜県下呂市(御厩野の一部)の地籍簿

五 認証年月日

平成十九年五月十八日

可児都市計画の変更案の縦覧

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項の規定において準用する同法第十八条第一項の規定により、都市計画を変更したので、同法第二十一条第二項の

規定において準用する同法第十七条第一項の規定により、次のとおり当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに岐阜県に意見書を提出することができる。

平成十九年五月十八日

岐阜県知事 古 田 肇

一 都市計画の種類及び名称

可児都市計画道路 三・五・十六号 中恵土伏見線

二 都市計画を定める土地の区域

都市計画図書において表示する区域

三 都市計画案の縦覧場所

岐阜県都市建設部都市政策課 可児市建設部都市計画課及び御嵩町都市整備課

四 縦覧期間

平成十九年五月十八日から

同 年六月一日まで

御嵩都市計画の変更案の縦覧

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項の規定において準用する同法第十八条第一項の規定により、都市計画を変更したいので、同法第二十一条第二項の規定において準用する同法第十七条第一項の規定により、次のとおり当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに岐阜県に意見書を提出することができる。

平成十九年五月十八日

岐阜県知事 古 田 肇

一 都市計画の種類及び名称

御嵩都市計画道路 三・五・二号 井尻伏見線

二 都市計画を定める土地の区域
都市計画図書において表示する区域

三 都市計画案の縦覧場所

岐阜県都市建設部都市政策課、御嵩町都市整備課及び可児市建設部都市計画課

四 縦覧期間

平成十九年五月十八日から

同 年六月一日まで

行政手続法による聴聞の実施

宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第百七十六号）の規定による行政処分について、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十三条第一項及び宅地建物取引業法第六十九条第二項において準用する同法第十六条の第十五第五項の規定により公開の聴聞を行うので、同法第六十九条第二項において準用する同法第十六条の第十五第三項の規定により次のとおり公示する。

平成十九年五月十八日

岐阜県知事 古 田 肇

一 日 時 平成十九年五月三十一日 午後二時

二 場 所 岐阜市藪田南二丁目一番一号 岐阜県議会棟第一議員面会室

三 被聴聞者

(一) 商 号 有限会社丸彦

(二) 代表者氏名 代表取締役 丹羽 弘

(三) 主たる事務 所 所在地 可児市今渡一五三二番地

(四) 免許証番号 岐阜県知事(一)第四三七九号

(五) 免許年月日 平成十七年十二月十三日

開発行為の工事の完了

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）

第三十六条第三項の規定により公示する。

平成十九年五月十八日

岐阜県知事 古田 肇

開発許可(変更許可)番号及び年月日 岐阜県指令岐建築第五九号の一八三〇一九 平成一九・二・二八	開発区域又は工区に含まれる地域の名称 瑞穂市別府字井場一ノ町一四五〇番一	公共施設の 種類 道路	公共施設の 位置及び区 域 開発登録簿 による	開発許可を受けた者の住所及び氏名 瑞穂市別府一四五一番地一 廣 瀬 義 房
同西建築第六四号の七 同二八・一一・一五	揖斐郡大野町大字瀬古字北蔵町三四五番一、三四五番三及び三四五番四	道路、公園 消防の用に 供する貯水 施設	同	滋賀県彦根市南川瀬町一五〇一番二 植野商事株式会社 代表取締役 植 野 克 司

正 誤

(原稿誤り)

平成十八年四月一日号外(六)

岐阜県行政組織規則(平成十八年岐阜県規則第四十六号)

六十九頁の表中

- 3 前二項に掲げる研究成果の普及、技術指導及び発に關すること。
- 4 温水性有用種苗の生産及び配布に關すること。

県民等への啓

は、

- 3 前二項に掲げる研究成果の普及、技術指導に關すること。
- 4 温水性有用種苗の生産及び配布に關すること。

導及び県民等への啓

の誤り。

は、

- 3 前二項に掲げる研究成果の普及、技術指導及び県民等への啓に關すること。
- 4 冷水性有用種苗の生産及び配布に關すること。

啓

の誤り。

(原稿誤り)

平成十八年四月一日号外(六)

岐阜県各種委員等の報酬及び費用弁償の額に關する規則

国際園芸アカデミー非常勤講

月

(平成十八年岐阜県規則第三十八号) 四頁の表中

師

又

額
は授業一時間(九十分)につき
三七八、七〇〇円

国際園芸アカデミー非常勤講

月額
又は授

業一時間(九十分)につき
三七八、七〇〇円

の誤り。

(校正誤り)

平成十九年四月十七日第千八百三十七号 目次二八五頁上段前から十九行目中「身体障害者更正相談所」は、「身体障害者更生相談所」の誤り。

(校正誤り)

平成十九年四月二十日第千八百三十八号 目次三〇三頁上段前から十六行目中「保健医療課」は、「医療整備課」の誤り。

平成十九年五月十八日印刷
平成十九年五月十八日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

印刷者 岐阜市三輪ふりとびあ十三 飯尾文芸社
印刷所 岐阜市三輪ふりとびあ十三
定価 一か年 四八、〇〇〇円(送料共(消費税二、二八六円を含む))